

## 提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

本件は、令和 6 年度の契約準備行為として行うものであり、契約を締結する場合、令和 6 年度予算発効時において効力を生ずるものとします。

業務の内容	令和 6 年度神奈川県立学校等施設包括修繕業務委託等に係る発注者支援業務委託
業務の仕様等	別添資料「令和 6 年度神奈川県立学校等施設包括修繕業務委託等に係る発注者支援業務委託公募型プロポーザル募集要項」及び「令和 6 年度神奈川県立学校等施設包括修繕業務委託等に係る発注者支援業務委託仕様書」のとおり（以下「募集要項等」という。）
契約期間（または履行期限）	契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
業務実施要件	募集要項等のとおり
提案していただく内容	募集要項等のとおり
審査会開催予定日	令和 6 年 3 月 27 日
その他	<p>・県では、契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本手続きの結果、契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。</p> <p>(業者調査への協力)</p> <p>第20条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。</p>

\* 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、募集要項に定める各期限までに、次の担当所属あて提案書等の提出をしてください。選定結果については、令和6年4月5日(金) 予定 までに通知いたします。

なお、上記の内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

<p>(担当所属名) 神奈川県教育委員会 教育局行政部教育施設課</p>	<p>(問合せ先) 技術グループ 松山、久保、小松 電 話 045-210-8123(直通) F A X 045-210-8923</p>
--	---